

村山市子育て応援・定住促進事業補助金 チェックシート

□共通要件

※□印内すべてチェック入れば補助金該当

□ 工事契約・売買契約を締結している。

新築改築の場合契約年月日を確認する。

○令和2年4月1日以降 →新補助金制度該当

○令和2年3月31日以前→旧補助金制度該当（定住促進住宅建設支援事業は該当しません）

□ 市税・水道下水道使用料の滞納がない。（市内の方のみ）

□ 令和2年度内（令和3年3月31日まで）に完了報告書を提出できる。

※申請後年度内での完了が難しくなった場合は早めに連絡をお願いします。

□定住促進住宅建設支援事業（50万円）

※令和2年4月1日以降契約の場合該当します。

※□印内すべてチェック入れば補助金該当

□ 購入する住宅が要件を満たしている。（○印のいずれかに該当すればチェック）

○ 新築、新築建売住宅で購入金額500万円以上である。

○ 改築で既存住宅の一部を解体し残存部分と接続する形で基礎から新設する部分に、住宅の主機能（玄関、トイレ、台所、浴室、居間）を設置する工事で工事価格500万円以上である。

○ 併用住宅で居住部分の面積が全体の面積の1/2以上で建設費又は購入費が500万円以上である。

□ 登記において所有権を有すること。

□子育て応援住宅建設支援事業（100万円、中古住宅購入は25万円）

※□印内すべてチェック入れば補助金該当

□ 購入する住宅が要件を満たしている。（○印のいずれかに該当すればチェック）

○ 新築、新築建売住宅で購入金額500万円以上である。

○ 改築で既存住宅の一部を解体し残存部分と接続する形で基礎から新設する部分に、住宅の主機能（玄関、トイレ、台所、浴室、居間）を設置する工事で工事価格500万円以上である。

○ 併用住宅で居住部分の面積が全体の面積の1/2以上で建設費又は購入費が500万円以上である。

○ 中古住宅購入で購入費が150万円以上で購入後3年以上居住する。

□ 申請時において、中学生以下の子を養育している、または出産の予定がある。

□ 登記において所有権を有すること。

□地元企業住宅建設支援事業（25万円）

※□印内すべてチェック入れば補助金該当

- 購入する住宅が要件を満たしている。（○印のいずれかに該当すればチェック）
 - 新築、新築建売住宅で購入金額 500 万円以上である。
 - 改築で既存住宅の一部を解体し残存部分と接続する形で基礎から新設する部分に、住宅の主機能（玄関、トイレ、台所、浴室、居間）を設置する工事で工事価格 500 万円以上である。
 - 併用住宅で居住部分の面積が全体の面積の 1/2 以上で建設費又は購入費が 500 万円以上である。
- 市内に本店を有する個人または法人の建設業者に発注または建売住宅を購入する。

□定住促進土地（中古住宅）購入支援事業（25万円）

※□印内どちらかチェック入れば補助金該当

- 土地購入（○印のすべてに該当すればチェック）
 - 市内に自ら居住する住宅を新築するために土地を購入。
 - 3 年以内に住宅の建設を確約できる。
 - 購入費 150 万円以上である。
- 中古住宅購入（○印のすべてに該当すればチェック）
 - 土地付き中古住宅を購入。
 - 3 年以上居住すること。
 - 購入費が 150 万円以上である。

□住環境向上及び住宅木材産業活性化緊急促進事業（50万円）

※□印内すべてにチェック入れば補助金該当

- 定住促進事業補助金の要件を満たしている。
- 耐久性基準（劣化対策等級 3）を満たしている。
- 一定の省エネルギー基準（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4）を満たしている。
- 次のいずれかの要件を満たしている。（○印のいずれかに該当すればチェック）
 - 県産木材多様型（県産木材 15 m³以上かつ使用割合 100%以上）
 - 寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅認定証かつ県産木材使用割合 50%以上）
 - 子育て支援型（三世代又は近居世帯かつ県産木材使用割合 50%以上）
 - 移住促進型（県外移住又は東日本大震災被災地関係かつ県産木材使用割合 50%以上）

補助金額の算定

定住促進補助	子育て補助	地元企業住補助	土地（中古住宅）購入補助	住環境・木材関係補助	合計					
<input type="text"/> 万円	+	<input type="text"/> 万円	+	<input type="text"/> 万円	+	<input type="text"/> 万円	+	<input type="text"/> 万円	=	<input type="text"/> 万円